

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | |
|---|------|-------------|-------------|---|-----|------|-------------|
| <p>(災害対策副本部長及び災害対策本部員)</p> <p>第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事及び<u>総務部長</u>をもって充てる。</p> <p>2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">第1順位 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）<u>第5条第2号</u>に掲げる<u>総務部</u>の事務を監督する副知事</p> <p style="padding-left: 20px;">第2順位 [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">第3順位 <u>総務部長</u></p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局の長（<u>総務部長</u>を除く。）、<u>総務部副部長</u>、<u>総合防災室長</u>並びに東京事務所長</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)～(5) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 本部支援室長は、<u>総務部長</u>をもって充てる。</p> <p>4 副室長は、<u>総合防災室長</u>をもって充てる。</p> <p>5 <u>総務部長</u>は、班長、副班長及び班員を、<u>総務部</u>にあってはあらかじめ<u>総務部</u>の職員のうちから、<u>総務部</u>以外の部にあっては別表第1の左欄に掲げる部の長と協議して当該部の職員のうちから指名する。</p> <p>6 [略]</p> <p>(配備体制)</p> <p>第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">区 分</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">配備基準</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">配備職員 の範囲</td> </tr> </table> | 区 分 | 配備基準 | 配備職員 の範囲 | <p>(災害対策副本部長及び災害対策本部員)</p> <p>第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事及び<u>復興防災部長</u>をもって充てる。</p> <p>2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">第1順位 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）<u>第5条第3号</u>に掲げる<u>復興防災部</u>の事務を監督する副知事</p> <p style="padding-left: 20px;">第2順位 [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">第3順位 <u>復興防災部長</u></p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局の長（<u>復興防災部長</u>を除く。）、<u>復興防災部副部長のうち防災事務を担当する者</u>（以下「<u>復興防災部副部長（防災）</u>」という。）並びに東京事務所長</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)～(5) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 本部支援室長は、<u>復興防災部長</u>をもって充てる。</p> <p>4 副室長は、<u>復興防災部副部長（防災）</u>をもって充てる。</p> <p>5 <u>復興防災部長</u>は、班長、副班長及び班員を、<u>復興防災部</u>にあってはあらかじめ<u>復興防災部</u>の職員のうちから、<u>復興防災部</u>以外の部にあっては別表第1の左欄に掲げる部の長と協議して当該部の職員のうちから指名する。</p> <p>6 [略]</p> <p>(配備体制)</p> <p>第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">区 分</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">配備基準</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">配備職員 の範囲</td> </tr> </table> | 区 分 | 配備基準 | 配備職員 の範囲 |
| 区 分 | 配備基準 | 配備職員 の範囲 | | | | | |
| 区 分 | 配備基準 | 配備職員 の範囲 | | | | | |

| | | | |
|------------------------------------|----------------------------|---|-----|
| (1) 指定職員配備(1号)体制(以下「指定職員配備体制」という。) | 本部 | ア～エ [略] オ 県内に <u>震度5強の地震が発生した場合</u> カ～コ [略] | [略] |
| | 広域 支部 及び 地方 支部 | ア～エ [略] オ 所管区域内の市町村に <u>震度5強の地震が発生した場合</u> カ～コ [略] | [略] |
| (2) 主査以上配備(2号)体制(以下「主査以上配備体制」という。) | 本部 | ア～ウ [略] エ 県内に <u>震度6弱の地震が発生した場合</u> オ～キ [略] | [略] |
| | 広域 支部 及び 地方 支部 | ア～ウ [略] エ 所管区域内の市町村に <u>震度6弱の地震が発生した場合</u> オ～キ [略] | [略] |
| (3) 全職員配備(3体制(以下「全職員配備体制」という。)) | 本部 | ア・イ [略] ウ 県内に <u>震度6強又は震度7の地震が発生した場合</u> エ・オ [略] | [略] |
| | 広域 支部 及び 地方 支部 | ア・イ [略] ウ 所管区域内の市町村に <u>震度6強又は震度7の地震が発生した場合</u> エ・オ [略] | [略] |

2 [略]

(活動要領)

第28条 [略]

2 主査以上配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 広域支部長は、前項第2号に掲げる活動のほか、地方支部長から応援の要請があった場合及び地方支部と連絡が取れない場合で必要と認めるときは、応援体制を整える。広域支部だけでは対応できない場合は、災害対策本部総務部長(以下「総務部長」という。)に報告し、指示を受ける。

| | | | |
|------------------------------------|----------------------------|--|-----|
| (1) 指定職員配備(1号)体制(以下「指定職員配備体制」という。) | 本部 | ア～エ [略] オ 県内で <u>震度5強を観測した場合</u> カ～コ [略] | [略] |
| | 広域 支部 及び 地方 支部 | ア～エ [略] オ 所管区域内の市町村で <u>震度5強を観測した場合</u> カ～コ [略] | [略] |
| (2) 主査以上配備(2号)体制(以下「主査以上配備体制」という。) | 本部 | ア～ウ [略] エ 県内で <u>震度6弱を観測した場合</u> オ～キ [略] | [略] |
| | 広域 支部 及び 地方 支部 | ア～ウ [略] エ 所管区域内の市町村で <u>震度6弱を観測した場合</u> オ～キ [略] | [略] |
| (3) 全職員配備(3体制(以下「全職員配備体制」という。)) | 本部 | ア・イ [略] ウ 県内で <u>震度6強又は震度7を観測した場合</u> エ・オ [略] | [略] |
| | 広域 支部 及び 地方 支部 | ア・イ [略] ウ 所管区域内の市町村で <u>震度6強又は震度7を観測した場合</u> エ・オ [略] | [略] |

2 [略]

(活動要領)

第28条 [略]

2 主査以上配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 広域支部長は、前項第2号に掲げる活動のほか、地方支部長から応援の要請があった場合及び地方支部と連絡が取れない場合で必要と認めるときは、応援体制を整える。広域支部だけでは対応できない場合は、災害対策本部復興防災部長(以下「復興防災部長」という。)に報告し、指示を受ける。

(3)・(4) [略]

(5) 総務部長は、被害状況を取りまとめ、本部長の指示により、関係省庁への報告等の措置を講じる。

3 [略]

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

| 部 | 部長に充てる職 | 次長に充てる職 |
|-----------|---------------|--|
| [略] | | |
| 総務部 | <u>総務部副部長</u> | <u>総務室管理課長</u> |
| ふるさと振興部 | [略] | |
| [略] | | |
| 県土整備部 | [略] | 県土整備部副部長 <u>道路都市担当技監</u> <u>河川港湾担当技監</u> |
| 復興部 | <u>復興局長</u> | <u>復興局副局長</u> |
| I L C 推進部 | [略] | |
| [略] | | |

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

| 部 | 課等 | 課等の長に充てる職 | 主な担当業務 |
|-------|-------|-----------|---|
| 政策企画部 | 政策企画課 | [略] | [略] 国及び他の都道府県から派遣される人員の受入れに関すること。 <u>復興計画の策定に関すること。</u> |
| | [略] | | |
| 総務部 | [略] | | |
| | 管財課 | [略] | <u>職員の非常招集及び配置に関すること。</u> <u>危険物の保安に関すること。</u> <u>高圧ガス及び火薬類施設の被害調査及び応急対策に関すること。</u> |

(3)・(4) [略]

(5) 復興防災部長は、被害状況を取りまとめ、本部長の指示により、関係省庁への報告等の措置を講じる。

3 [略]

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

| 部 | 部長に充てる職 | 次長に充てる職 |
|-----------|----------------------|--|
| [略] | | |
| 総務部 | <u>総務部長</u> | <u>総務部副部長</u> |
| 復興防災部 | <u>復興防災部副部長 (防災)</u> | <u>復興防災部副部長 (この表の中欄に掲げる職にある者及び釜石市に駐在する者を除く。)</u> |
| ふるさと振興部 | [略] | |
| [略] | | |
| 県土整備部 | [略] | 県土整備部副部長 <u>道路担当技監</u> <u>河川港湾担当技監</u> <u>まちづくり担当技監</u> |
| I L C 推進部 | [略] | |
| [略] | | |

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

| 部 | 課等 | 課等の長に充てる職 | 主な担当業務 |
|-------|-------|-----------|---|
| 政策企画部 | 政策企画課 | [略] | [略] <u>全国知事会を通じて他の都道府県から派遣される人員の受入れに関すること。</u> |
| | [略] | | |
| 総務部 | [略] | | |
| | 管財課 | [略] | |

| | | |
|----------|-----|--|
| | | <u>プロパンガスの調達及びあっせんに関すること。</u> <u>岩手県消防学校及び岩手県立総合防災センターに関すること。</u> <u>他部課等の主管に属さないこと。</u> |
| 総務事務センター | [略] | |

| | | | |
|----------|----------|--------------|---|
| | | | |
| 総務事務センター | [略] | | |
| 復興防災部 | 復興危機管理室 | 復興危機管理室長 | <u>部内各課等の統括に関すること。</u> <u>復興計画の策定に関すること。</u> <u>他課等に対する応援に関すること。</u> |
| | 復興推進課 | 復興推進課総括課長 | <u>他課等に対する応援に関すること。</u> |
| | 復興くらし再建課 | 復興くらし再建課総括課長 | <u>災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に基づく救助（応急仮設住宅の建設及び修理を除く。）に関すること。</u> <u>人的被害及び住家等被害の調査に関すること。</u> <u>避難所（福祉避難所を含む。以下同じ。）及び避難者（在宅の避難者を含む。以下同じ。）の把握及び応急対策の統括に関すること。</u> <u>避難所の運営等の応援に関すること。</u> <u>避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括に関すること。</u> <u>広域一時滞在の実施に係る避難者の受入れの協議等に関すること。</u> <u>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関すること。</u> <u>生活再建等被災者支援の統括に関すること。</u> <u>被災者に対する支援制度の情報提供の統括に関すること。</u> <u>災害弔慰金に関すること。</u> |
| | 防災課 | 防災課 | <u>職員の非常招集及び配置に関する</u> |

| | | | |
|---------|-----------|-----------|--|
| | | | |
| ふるさと振興部 | [略] | [略] | [略] |
| | 科学・情報政策室 | [略] | [略] |
| | 台風災害復興推進室 | 台風災害復興推進室 | 他課等に対する応援に関すること。 |
| | [略] | | |
| 環境生活部 | [略] | [略] | [略] |
| | 県民くらしの安全課 | [略] | 避難所等における愛玩動物の取扱いに関すること。 被災地における防犯の意識啓発に関すること。 |
| | [略] | | |
| 保健福祉部 | 保健福祉企画室 | [略] | 部内各課等の統括に関すること。 避難所（福祉避難所を含む。以下同じ。）及び避難者（在宅の避難者を含む。以下同じ。）の把握及び応急対策の統括に関すること。 避難所の運営等の応援に関すること。 避難所における食料品、生活必需品等の需要の把握の統括に関すること。 広域一時滞在の実施に係る避難者の受入れの協議等に関すること。 生活再建等被災者支援の統括に関 |

| | | | |
|---------|-----------|-----------|---|
| | | 総括課長 | こと。 他部課等の主管に属さないこと。 |
| | 消防安全課 | 消防安全課総括課長 | 危険物の保安に関すること。 高圧ガス及び火薬類施設の被害調査及び応急対策に関すること。 プロパンガスの調達及びあっせんに関すること。 岩手県消防学校及び岩手県立総合防災センターに関すること。 被災地における防犯の意識啓発に関すること。 |
| ふるさと振興部 | [略] | [略] | [略] |
| | 科学・情報政策室 | [略] | [略] |
| | [略] | | |
| 環境生活部 | [略] | [略] | [略] |
| | 県民くらしの安全課 | [略] | 避難所等における愛玩動物の取扱いに関すること。 |
| | [略] | | |
| 保健福祉部 | 保健福祉企画室 | [略] | 部内各課等の統括に関すること。 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策の統括に関すること。 |

| | | |
|----------|-----|---|
| | | <p>すること。</p> <p><u>被災者に対する支援制度の情報提供の統括に関すること。</u></p> <p>義援金に関すること。</p> |
| [略] | | |
| 地域福祉課 | [略] | <p><u>災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に基づく救助（応急仮設住宅の建設及び修理を除く。）に関すること。</u></p> <p><u>人的被害及び住家等被害の調査に関すること。</u></p> <p><u>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関すること。</u></p> <p>岩手県災害福祉広域支援推進機構に関すること。</p> <p>岩手県災害派遣福祉チームの派遣及び活動支援に関すること。</p> <p><u>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関すること。</u></p> <p>日本赤十字社の応援を得て行う応急対策に関すること。</p> <p>生活保護世帯の応急対策に関すること。</p> <p><u>災害弔慰金に関すること。</u></p> <p>防災ボランティア活動の支援に係る統括及び災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること。</p> |
| 長寿社会課 | [略] | <p>老人福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関すること。</u></p> <p><u>在宅の要援護高齢者の把握及び応急対策に関すること。</u></p> |
| 障がい保健福祉課 | [略] | <p>障害者福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関すること。</u></p> <p><u>在宅の障がい者の把握及び応急対策に関すること。</u></p> <p>[略]</p> |

| | | |
|----------|-----|--|
| | | <p>義援金に関すること。</p> |
| [略] | | |
| 地域福祉課 | [略] | <p>岩手県災害福祉広域支援推進機構に関すること。</p> <p>岩手県災害派遣福祉チームの派遣及び活動支援に関すること。</p> <p>日本赤十字社の応援を得て行う応急対策に関すること。</p> <p><u>被災した生活保護世帯の把握及び応急対策に関すること。</u></p> <p>防災ボランティア活動の支援に係る統括及び災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること。</p> |
| 長寿社会課 | [略] | <p>老人福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>被災した要援護高齢者の把握及び応急対策に関すること。</u></p> |
| 障がい保健福祉課 | [略] | <p>障害者福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>被災した障がい者の把握及び応急対策に関すること。</u></p> <p>[略]</p> |

| | | | |
|---------------|-------------------|-------------------|--|
| | 医療政 策室 | [略] | [略] 災害医療コーディネーターの活動 に関すること。 いわて感染制御支援チーム（I C A T）の派遣及び活動支援に関す ること。 [略] |
| | 子ども 子育て 支援室 | [略] | 児童福祉施設等の被害調査及び応 急対策に関すること。 <u>避難所及び避難者の把握及び応急 対策に関すること。</u> <u>在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及 び応急対策に関すること。</u> 児童及びひとり親世帯の把握及び 応急対策に関すること。 [略] |
| | [略] | | |
| | [略] | | |
| 農林 水産 部 | 農産園 芸課 | [略] | [略] 農作物の被害に対する応急対策に 関すること。 <u>蚕種及び養蚕の被害に対する応急 対策に関すること。</u> 県内で生産等された農林水産物、 粗飼料等の放射性物質濃度の測定 等に関すること（原子力災害の場 合及び所管事項に係るものに限る 。）。 [略] |
| | [略] | | |
| 県土 整備 部 | [略] | | |
| 復興 部 | 復興推 進課 | 復興推 進課総 括課長 | 部内各課の統括に関すること。 他課等に対する応援に関すること 。 |
| | まちづ み | まちづ み | 他課等に対する応援に関すること |

| | | | |
|---------------|-------------------|-----|--|
| | 医療政 策室 | [略] | [略] 災害医療コーディネーターの活動 に関すること。 <u>災害時小児周産期リエゾンの活動 に関すること。</u> いわて感染制御支援チーム（I C A T）の派遣及び活動支援に関す ること。 [略] |
| | 子ども 子育て 支援室 | [略] | 児童福祉施設等の被害調査及び応 急対策に関すること。 <u>被災した妊産婦及び乳幼児の把握 及び応急対策に関すること。</u> <u>被災した児童及びひとり親世帯の 把握及び応急対策に関すること。</u> [略] |
| | [略] | | |
| | [略] | | |
| 農林 水産 部 | 農産園 芸課 | [略] | [略] 農作物（ <u>養蚕を含む</u> ）の被害に対 する応急対策に関すること。 県内で生産等された農林水産物、 粗飼料等の放射性物質濃度の測定 等に関すること（原子力災害の場 合及び所管事項に係るものに限る 。）。 [略] |
| | [略] | | |
| 県土 整備 部 | [略] | | |

| | | | |
|-----------------|------------------|--------------------------|----------------------|
| | くり・ 産業再 生課 | くり・ 産業再 生課総 括課長 | |
| | 生活再 建課 | 生活再 建課総 括課長 | 他課等に対する応援に関するこ と。 |
| | 震災津 波伝承 課 | 震災津 波伝承 課総括 課長 | 他課等に対する応援に関するこ と。 |
| I L C推 進部 | [略] | | |
| [略] | | | |
| 教育 部 | 教育企 画室 | [略] | |
| | | [略] | |
| 教職員 | [略] | | |

| | | | |
|-----------------|-----------|------------|--|
| | | | |
| I L C推 進部 | [略] | | |
| [略] | | | |
| 教育 部 | 教育企 画室 | [略] | |
| | 学校教 育室 | 学校教 育室長 | 市町村立学校及び幼稚園の教職員 及び児童生徒の被害調査及び応急 対策に関するこ と。 県立学校等の教職員並びに児童及 び生徒の被害調査及び応急対策に 関すること。 市町村立学校及び県立学校の幼児 、児童及び生徒の心のサポートに 関すること。 岩手県立総合教育センターの被害 調査及び応急対策に関するこ と。 被災した児童及び生徒に対する教 育相談窓口の設置に関するこ と。 被災市町村以外の市町村への被災 した児童及び生徒の受入要請等に 関すること。 災害救助法に基づく学用品の給与 についての協力等に関するこ と。 被災児童及び生徒に対する応急教 育に関するこ と。 被災地の学校運営の指導に関する こ と。 |
| 教職員 | [略] | | |

| | | |
|-----------|-------------------|--|
| 課 | | |
| 学校調 整課 | 学校調 整課総 括課長 | 市町村立学校及び県立学校の幼児、児童及び生徒の心のサポートに関すること。 岩手県立総合教育センターの被害調査及び応急対策に関すること。 被災した児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置に関すること。 災害救助法に基づく学用品の給与についての協力等に関すること。 |
| 学校教 育課 | 学校教 育課総 括課長 | 市町村立学校及び幼稚園の教職員及び児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 県立学校等の教職員並びに児童及び生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 被災市町村以外の市町村への被災した児童及び生徒の受入要請等に関すること。 被災児童及び生徒に対する応急教育に関すること。 被災地の学校運営の指導に関すること。 |
| 保健体 育課 | [略] | |
| [略] | | |

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

| 担当業務 | 統括する課等 | 連携が必要な課等 |
|---------|---------|----------|
| [略] | | |
| 避難者への支援 | 保健福祉企画室 | [略] |
| [略] | | |

別表第3（第6条、第7条関係）

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

| 部 | 機 関 | 機関の長に 充てる職 | 主な担当業務 |
|---------|-----|---------------|--------------------|
| 総務 部 | [略] | [略] | 総合防災室に対する応援に関すること。 |

| | | |
|-----------|-----|--|
| 課 | | |
| 保健体 育課 | [略] | |
| [略] | | |

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

| 担当業務 | 統括する課等 | 連携が必要な課等 |
|---------|----------|----------|
| [略] | | |
| 避難者への支援 | 復興くらし再建課 | [略] |
| [略] | | |

別表第3（第6条、第7条関係）

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

| 部 | 機 関 | 機関の長に 充てる職 | 主な担当業務 |
|----------|-----|---------------|-------------------------|
| 復興 防災 | [略] | [略] | 防災課及び消防安全課に対する応援に関すること。 |

| | | | |
|-----|--|--|-----|
| | | | [略] |
| [略] | | | |

別表第6（第19条関係）

地方支部に置く班並びに班長及び構成機関又は組織

| 班 | 班長に充てる職 | 構成機関又は組織 |
|-----|---------------------------------|----------|
| 総務班 | [略] | [略] |
| | <u>広域振興局総務部総務センター</u> 支出入札課長 | |
| [略] | | |

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

| 区分 | 部及び班 | 指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織 |
|-----|------------|----------------------|
| 本部 | [略] | |
| | 総務部 | 総務室 管財課 <u>総合防災室</u> |
| | ふるさと振興部 | [略] |
| | [略] | |
| | 県土整備部 | [略] |
| | <u>復興部</u> | <u>復興推進課</u> |
| | 医療部 | [略] |
| | [略] | |
| [略] | | |

別表第9（第28条の2関係）

緊急初動要員の人員及び主な担当業務

| 区分 | 人員 | 配備場所 | 主な担当業務 |
|------------------------|-----|---------------------|--------|
| 本部各部（ <u>総務部</u> を除く。） | [略] | <u>総合防災室</u> 及び各所属課 | [略] |
| [略] | | | |

| | | | |
|-----|--|--|-----|
| | | | [略] |
| [略] | | | |

別表第6（第19条関係）

地方支部に置く班並びに班長及び構成機関又は組織

| 班 | 班長に充てる職 | 構成機関又は組織 |
|-----|-------------------------------|----------|
| 総務班 | [略] | [略] |
| | <u>広域振興局総務部総務センター</u> 経理課長 | |
| [略] | | |

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

| 区分 | 部及び班 | 指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織 |
|-----|--------------|---|
| 本部 | [略] | |
| | 総務部 | 総務室 管財課 |
| | <u>復興防災部</u> | <u>復興危機管理室</u> <u>復興推進課</u> <u>復興くらし再建課</u> <u>防災課</u> <u>消防安全課</u> |
| | ふるさと振興部 | [略] |
| | [略] | |
| | 県土整備部 | [略] |
| | 医療部 | [略] |
| | [略] | |
| [略] | | |

別表第9（第28条の2関係）

緊急初動要員の人員及び主な担当業務

| 区分 | 人員 | 配備場所 | 主な担当業務 |
|--------------------------|-----|-------------------|--------|
| 本部各部（ <u>復興防災部</u> を除く。） | [略] | <u>防災課</u> 及び各所属課 | [略] |
| [略] | | | |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。